

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日に
おきか
ぎは、
翌日
の翌日）

目 次

◇ 告 示 字等の区域の新設等

休猟区の設定

銃猟禁止区域の設定

土地改良事業計画の適否の決定（二件）

土地改良法による換地計画の適否の決定（三件）

土地改良法による換地処分

開発行為に関する工事の完了（三件）

◇ 公 告 行政書士試験の実施

告 示

鳥取県告示第七百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による箕蚊屋地区第十一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年九月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する
字の名称

同上の区域（昭和五十二年十二月一日現在の地番による。）

浦津字孫田西

古豊千字下大井手東三九九の二の一部、四〇一の二の一部、四〇二の二の一部、四〇三、四〇四、四〇五の二、四〇六、四〇七の二、四〇七の二、四〇八、四〇九の二、四一〇、四一一、四一二の二の一部、四一三の二の一部、四一五の二の一部、四一七の二の一部、四一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、吉岡字浦木前西の一の一部及びこれと一体をなす国有地、古豊千字下古川四三三の一と一体をなす国有地の一部並びに古豊千字上古川四七六の二、四七八の二、四八一、四八二及び四九〇と一体をなす国有地の一部

古豊千字大井手東

古豊千字下大井手東三九七の二の一部、三九九の二の一部、四〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

<p>古豊千字上大井手東のうち三八二の一の一部、三八二の二、三八三の一の一部、三八三の二、三九五の一の一部、三九五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古豊千字上古川四九〇及び四九一と一体をなす国有地の一部並びに古豊千字古道三七二及び三七四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>区域を変更する町及び字の名称</p> <p>同上の区域（昭和五十二年十二月一日現在の地番による。）</p>	<p>吉岡字井手狭</p> <p>吉岡字井手狭の全域、吉岡字熊党道上ノ一 六三、六四、六六、六七の二及びこれらと一体をなす国有地、吉岡字浦本前西二二の一の一部、二四の一部及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字下大井手東四三二の一の一部、四三二の二の一部、四三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、浦津字中河原三六一の一部及びこれと一体をなす国有地、浦津字下中河原三六二の一並びに三六二の一、三六二の五及び三六九の三と一体をなす国有地の一部並びに熊党字高砂三三六の一</p>	<p>吉岡字浦本前西</p> <p>吉岡字浦本前西のうち一の一部、二二の一の一部、二四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古豊千字下大井手東四一七の一の一部、四一九の一の一部、四一九の二の一部、四一九の三の一部、四一九の四から四二七まで、四二八の一、四二八の二、四二九、四三〇、四三一の一の一部、四三一の二の一部、四三二の一部及びこれらと一体</p>		
<p>をなす国有地、浦津字中河原三五三の一の一部、三五八の一の一部、三五八の二の一部、三五九、三六一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに古豊千字下古川四五〇の一の一部並びに四三三の一及び四三四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>吉岡字熊党道上ノ一</p> <p>吉岡字熊党道上ノ一のうち六三、六四、六六、六七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>蚊屋字下亀田</p> <p>蚊屋字下亀田のうち三〇〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>蚊屋字南亀田</p> <p>蚊屋字南亀田のうち三三三の一、三三六の二及び三三七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>蚊屋字上清水</p> <p>蚊屋字上清水のうち三二五の三の一部、三二八の一の一部及び三三一の一部並びに三二五の三、三二八の一、三二九の二及び三三一と一体をなす国有地の一部以外の区域、蚊屋字字戸口三三三の一の一部、三三三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、浦津字東二五九の二の一部、二六二の二の一部、二六二の四、二六二の五、二六三の二の一部及び二六三の五並びに蚊屋字南亀田三二六の二、三二七の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>蚊屋字字戸口</p> <p>蚊屋字字戸口のうち三三三の一の一部、三三三の五の一部、三三七の四から三三七の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、蚊屋字上清水三二五の</p>

蚊屋字清水	<p>三の一部、三二八の二の一部、三三一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに浦津字東二五〇の二の一部、二五〇の二の一部、二五一の二の一部、二五一の二、二五九の二の一部、二五九の二の一部、二五九の四、二五九の五及びこれらと一体をなす国有地</p>
蚊屋字八幡田	<p>蚊屋字清水のうち三〇一の二、三〇五の三、三〇五の四、三〇六の六、三〇七の二、三〇七の二、三〇九の二、三二〇の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三一の一及び三一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに蚊屋字下亀田三〇〇の一及び蚊屋字南亀田三三三の一と一体をなす国有地の一部</p>
蚊屋字八幡田	<p>蚊屋字八幡田の全域、浦津字八幡田二四七の二の一部、二四八の二の一部、二四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、浦津字東二五〇の二の一部、二五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、蚊屋字戸口三三七の一から三三七の四まで並びに三三七の四と一体をなす国有地の一部、下新印字土井ノ前二八六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、下新印字上部ノ上二九五から二九九まで、三〇〇の一部並びに二九八及び三〇〇と一体をなす国有地の一部、蚊屋字紅梅三七八の一から三七八の四まで、三七九、三八〇の二の一部、三八〇の二の一部、三八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七八の四、三八〇の一及び三八九と一体をなす国有地の一部</p>
蚊屋字紅梅	<p>蚊屋字紅梅のうち三七八の二から三七八の四まで、三七九、三八〇の二、三八〇の二、三八二の三、三八二の四、三八三の三の一部、三八三の四、三八四の二、三八五の二、三八七の二の一部、三八七の二の一部、三八七の三の一部、三八八の一部、三八九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに浦津字カフベ一五三の三及び一五五の一と一体をなす国有地の一部</p>
蚊屋字西出口南川添	<p>蚊屋字西出口南川添のうち二九一の二及び二九二の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
蚊屋字西出口道上通	<p>蚊屋字西出口道上通のうち九二の二の一部及び九三の一部以外の区域</p>
蚊屋字上場屋敷	<p>蚊屋字上場屋敷のうち一四〇の一及び一四二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
蚊屋字無量寺	<p>蚊屋字無量寺のうち一四三、一四四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
蚊屋字千摺	<p>蚊屋字千摺の全域、蚊屋字無量寺一四三、一四四の一及びこれらと一体をなす国有地、蚊屋字オノ木三四の一、三五の一の一部、三六、三七及びこれらと一体をなす国有地、蚊屋字堀廻り三四七並びに三四七、三四八の一、三五七、三五八の二、三五八の二及び三六〇の二と一体をなす国有地の一部、蚊屋字八幡田三六一の三及びこれらと一体をなす国有地、下新印字土井ノ前二八八の五の一部及びこれらと</p>

蚊屋字才ノ木	<p>蚊屋字才ノ木のうち三四の一、三五の一の一部、三六、三七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
蚊屋字堀廻り	<p>蚊屋字堀廻りのうち三四七並びに三四七、三四八の一、三五七、三五八の一、三五八の二、三六〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
蚊屋字苗生	<p>蚊屋字苗生のうち六八の一の一部並びに六七の一、六七の六、六八、六八の一及び六九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに下新印字一トロ堂ノ一 二四一の一部及び二四一の一の一部</p>
蚊屋字下嶋田	<p>蚊屋字下嶋田のうち一九二の一部及び一九三の一の一部以外の区域、蚊屋字中嶋田一八四の一〇の一部、一八五の四の一部、一八六の一、一八六の三、一八六の九、一八八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二本木字下川久保三五七の一の一部、三五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

蚊屋字中嶋田	<p>蚊屋字中嶋田のうち一八四の一〇、一八五の四、一八六の一、一八六の三、一八六の九、一八八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
熊党字高砂	<p>熊党字高砂のうち三三六の一以外の区域</p>
熊党字梨子木	<p>熊党字梨子木のうち一四の一、一四の二、一五第一、一五の一、一五の七、一六の三、一七の三、一八の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
熊党字芝尾	<p>熊党字芝尾のうち八の一、九の一、一〇の一、一一の一、一二の一、一三の四、一四の五、一五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
熊党字蚊屋境	<p>熊党字蚊屋境のうち一の一、一の二、二の二、三の一、三の二、四の一、四の三、四の九、五から七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
熊党字五反通	<p>熊党字五反通のうち一〇九の三、一一〇の一、一一〇の六、一一〇の七及び一一一の三以外の区域</p>
二本木字下川久保	<p>二本木字下川久保のうち三五四の一の一部、三五五の一部、三五六の一部、三五七の一の一部、三五八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、二本木字茶畑前三七二の三、三七二の六、三七三の二、三七三の三、三七五の一、三七五の二、三七六の一、三七六の八、三七七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに蚊屋字下嶋田一九二</p>

<p>二本木字茶畑前</p>	<p>の 一 部 及 び 一 九 三 の 一 の 一 部</p>
<p>二本木字上川久保</p>	<p>二本木字茶畑前のうち三七二の三、三七二の六、三七三の二、三七三の三、三七五の一、三七五の二、三七六の一、三七六の八、三七七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>浦津字中河原</p>	<p>二本木字上川久保の全域、二本木字下川久保三五四の一部、三五五の一部、三五六の一部及びこれらと一体をなす国有地、蚊屋字下嶋田一九二の一部、一九三の一部及びこれらと一体をなす国有地、一八五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>浦津字大石橋北</p>	<p>浦津字下中河原三六二の五、三六七の一、三六九の一、三六九の三、三七〇から三七二まで、三七三の二から三七三の六まで、三七四の一、三七四の二、三七五、三七六の三及びこれらと一体をなす国有地の一部、浦津字中河原三三三の一、三三三の二、三三三の三、三三五の一、三三六、三三八、三三九、三四〇の一部、三四一の一部、三五三の一の一部、三五三の二の一部、三五四の一の一部、三五四の二の一部、三五五、三五六、三五七の一、三五七の二、三五八の一の一部、三五八の二の一部、三六〇の一から三六〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、古豊十字下古川四五〇の一の一部、浦津字大石橋北三八〇の一、三八〇の三、三八三の一、三八四の四と一体をなす国有地の一部並びに浦津字大石橋二〇七の三、三二九の一</p>
<p>浦津字大石橋北</p>	<p>及び三三二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>浦津字大石橋</p>	<p>浦津字大石橋北のうち三八〇の一、三八〇の三、三八三の一、三八三の四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>浦津字北</p>	<p>浦津字大石橋二〇七の一、二〇七の三の一部、三一七の一、三一七の四、三一七の五、三一八、三二七、三二九、三二九の一、三三〇、三三二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに浦津字清水西三〇七の一の一部、三〇七の四、三一〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>浦津字北</p>	<p>浦津字北の全域、熊党字梨子木一四の一、一四の二、一五第一、一五の一、一五の七、一六の三、一七の三、一八の六及びこれらと一体をなす国有地、熊党字芝尾八の一、九の一、一〇の一、一一の一、一二の二、一三の四、一四の五、一二の一及びこれらと一体をなす国有地、熊党字五反通一〇九の三、一一〇の一、一一〇の六、一一〇の七及び一一一の三、熊党字蚊屋境一の一、二の二、二、三の一、三の二、四の一、四の三、四の九、五から七まで及びこれらと一体をなす国有地、浦津字東二六一の二、二六二の一、二六三の一、二六三の四及びこれらと一体をなす国有地、浦津字清水東二六四の一の一部並びに蚊屋字清水三〇一の二、一、三〇五の三、三〇五の四、三〇六の六、三〇七の一、三〇七の二、三〇九の二、三一一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三一一の一及び三一一の二と一体をなす国有地</p>

浦津字下中河原	<p>す国有地の一部</p> <p>浦津字下中河原のうち三六二の五、三六七の一、三六九の一、三六九の三、三七〇から三七二まで、三七三のから三七三の六まで、三七四の一、三七四の二、三七五、三七六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
浦津字東	<p>浦津字東二五〇の一の一部、二五一の一の一部、二五二、二五三の一、二五三の二、二五四、二五五、二五六の一、二五七、二五八の一、二五八の三、二五九の一の一部、二五九の二の一部、二五九の三、二六〇の一、二六〇の二、二六一の一、二六一の三、二六二の二の一部、二六二の三、二六三の二の一部、二六三の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
浦津字清水東	<p>浦津字清水東のうち二六四の一の一部以外の区域</p>
浦津字八幡田	<p>浦津字八幡田のうち二四七の二の一部、二四八の二の一部、二四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四五、二四六の一及び二四六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに蚊屋字紅梅三八七の一の一部、三八七の二の一部、三八八の一部、三八九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
浦津字清水西	<p>浦津字清水西のうち三〇七の一の一部、三〇七の四、三〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
浦津字上皿ヶ坪	<p>浦津字上皿ヶ坪のうち二三二の一部、二三三の一部</p>
浦津字中皿ヶ坪	<p>二三三の二の一部、二四一の二の一部、二四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>浦津字中皿ヶ坪のうち二二七の一部、二二八の一部、二二九の四の一部、二二〇の一の一部、二二一の二、二二二の九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、浦津字下皿ヶ坪のうち一九七の一、一九八、一九九の一の一部、二〇〇の一の一部、二〇一の一部、二〇三の一部、二〇四の一部、二二二から二二四までの一部、二二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、浦津字大石橋二〇七の三の一部、三三〇の一部並びに二〇七の三、三二七の五、三一八、三二七及び三三〇と一体をなす国有地の一部、浦津字中河原三四〇の一部、三四一の一部、三四二から三四六まで、三四七の一の一部、三四七の二の一部、三五二、三五三の二の一部、三五四の一の一部、三五四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字下大井手東四一九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに古豊千字下古川四五〇の一の一部及び四五〇の二</p>
浦津字孫田	<p>浦津字孫田のうち一七七の一部、一七八の一部、一七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、浦津字中河原三四七の一の一部、三四七の二の一部、三四八の一、三四八の二、三四九及びこれらと一体をなす国有地の一部、浦津字横田西一九九の一部、二二〇の一、二二一の一、二二二の一の一部、二二二の二、二二二の三、二二二</p>

浦津字横田

七の一の一部、一二七の二の一部及びこれらと一体をなす
 国有地、浦津字横田一二八の一部、一二九の一の一部、一
 二九の二の一部、一三〇の一部及びこれらと一体をなす国
 有地の一部、古豊千字ヒテ四四〇の一部及び四四一、古豊
 千字下大井手東四〇九の一部、四一二の一部、四一三の一
 の一部、四一三の二、四一五の一の一部、四一五の二、四
 一七の一の一部、四一七の二、四一九の三の一部及びこれ
 らと一体をなす国有地並びに浦津字下皿ヶ坪一九七の一、
 一九八、一九九の一の一部、二〇〇の一の一部、二〇一の
 一部、二〇三の一部、二〇四の一部、二二二から二四ま
 での一部、二二六の一部及びこれらと一体をなす国有地

浦津字横田のうち一二八の一部、一二九の一の一部、一
 二九の二の一部、一三〇の一部、一三四の一の一部、一三
 四の四の一部、一三六の一の一部、一三六の二の一部及び
 これらと一体をなす国有地の一部以外の区域、浦津字穴蜂
 のうち一三七の一の一部、一三七の三の一部、一三八の一
 の一部、一三八の二の一部、一三八の四の一部、一三九の一
 の一部、一四三の一の一部、一四三の二の一部及びこれ
 らと一体をなす国有地以外の区域、浦津字横田西のうち一
 一九の一部、一二〇の一、一一一の一、一二二の一の一部、
 一二二の二、一二二の三、一二七の一の一部、一二七の二
 の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古豊千
 字ヒテ四三七、四三八の一の一部、四三八の二、四三九の
 一、四三九の二及び四四〇の一部、古豊千字下大井手東三

浦津字村西二

九七の一の一部、三九七の二、四〇一の一の一部、四〇一
 の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四〇四、
 四〇五の一、四〇五の二及び四〇九と一体をなす国有地の
 一部、古豊千字上大井手東三九五の一の一部、三九五の二
 の一部及びこれらと一体をなす国有地、浦津字村西二一
 〇九の一部、一一〇の一部、一一五の一の一部及びこれらと
 一体をなす国有地の一部並びに一〇八の三、一〇八の四及
 び一〇九の一と一体をなす国有地の一部並びに浦津字カフ
 ベ一四五の一から一四五の三までの一部、一四五の五の一
 部及びこれらと一体をなす国有地の一部

浦津字村西二のうち一〇九の一部、一一〇の一部、一一
 五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに
 一〇八の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、浦津字
 横田一三四の一の一部、一三四の四の一部、一三六の一の
 一部、一三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、
 浦津字穴蜂一三七の一の一部、一三七の三の一部、一三八
 の一の一部、一三八の二の一部及びこれらと一体をなす国
 有地、浦津字村西一 八八の一、九〇の一、九四の一、九
 四の二、九七の一、九七の二、九八の一及びこれらと一体
 をなす国有地、古豊千字上大井手東三八二の一の一部、三
 八二の二、三八三の一の一部、三八三の二、三九五の一の
 一部、三九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、
 古豊千字ヒテ四三八の一の一部、浦津字円光寺式三八の一、
 三八の二の一部、三九の一、四二の二、四三の一、四三の

浦津字村西一	<p>二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに浦津字円光寺老 四五の一、四七の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
浦津字円光寺老	<p>浦津字村西一のうち八八の一、九〇の一、九四の一、九四の二、九七の一、九七の二、九八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
浦津字円光寺式	<p>浦津字円光寺老のうち四五の一、四七の三及びこれらと一体をなす国有地並びに五三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、浦津字円光寺式三七の一の一部、三七の二、三七の四の一部、四〇の一、四二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五の一、三五の二と一体をなす国有地の一部並びに浦津字清水一三の一部並びに一三及び一四と一体をなす国有地の一部</p>
浦津字清水	<p>浦津字円光寺式三七の四の一部、三七の五、三八の二の一部、三八の三、三九の二、四〇の二、四二の三、四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
浦津字カフベ	<p>浦津字清水のうち一三の一部並びに一三及び一四と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに浦津字円光寺式三一の一、三一の二、三二、三四の一、三五の一、三五の二、三六の一、三七の一の一部、三七の三、三七の四の一部、四一、四二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
浦津字カフベ	<p>浦津字カフベのうち一四五の一から一四五の三までの一部及び一四五の五の一部並びに一四五の二、一四六の一、一</p>
浦津字越ノ前	<p>四六の五、一五三の三、一五五の一及び一六一の六と一体をなす国有地の一部以外の区域、浦津字穴蜂一三八の四の一部、一三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、浦津字上皿ヶ坪二三二の一部、二三三の二の一部、二三三の二の一部、二四一の二の一部、二四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに蚊屋字紅梅三八七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
浦津字村北式	<p>浦津字越ノ前の全域、浦津字孫田一七七の一部、一七八の一部、一七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、浦津字下皿ヶ坪二二六の一部及びこれらと一体をなす国有地、浦津字中皿ヶ坪二二七の一部、二二八の一部、二二九の四の一部、二二〇の二の一部、二二二の二、二二二の九及びこれらと一体をなす国有地、浦津字横田一三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、浦津字カフベ一四五の一の一部及び一四五の二の一部並びに一四五の二及び一六一の六と一体をなす国有地の一部並びに浦津字穴蜂一四三の二の一部、一四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
浦津字村北式	<p>浦津字村北式のうち七六の一、七七の一、七八の一、七九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
浦津字村北式	<p>浦津字村北式のうち七一から七三までの一部、七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、蚊屋字紅梅三八二の三、三八三の三の一部、三八三の四、三八四の一及び三八五の一、浦津字村北式七六の一、七七</p>

浦津字大水口	<p>の二、七八の一、七九の一及びこれらと一体をなす国有地、 下新印字樋ノ下三一四の一の一部及び三一五の三の一部、 浦津字大水口七〇の一部及びこれと一体をなす国有地の一 部並びに下新印字高道三二七と一体をなす国有地の一部</p>
浦津字走り上り	<p>浦津字大水口のうち六八の一の一部、六九の一部、七〇 の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、 浦津字走り上り二二の一の一部、一二の三の一部及びこれ らと一体をなす国有地、浦津字円光寺巷五三の三と一体を なす国有地の一部並びに下新印字高道三二七の一部、三二 八の一部、三三一の一部及びこれと一体をなす国有地の一 部</p>
浦津字走り上り 堂ノ一	<p>浦津字走り上りのうち一二の一の一部、一二の三の一部 及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、浦津字 大水口六八の一の一部、六九の一部及びこれらと一体をな す国有地、下新印字高道三三一の一部及びこれと一体をな す国有地並びに下新印字下小道ノ三 三三三の一の一部、 三三四の三の一部、三四〇の二の一部及びこれらと一体を なす国有地</p>
下新印字一トロ	<p>下新印字一トロ堂ノ一のうち二四一の一部、二四一の一 の一部、二四二の一の一部、二四三の一の一部、二四五の 一部並びに二四五と一体をなす国有地の一部以外の区域並 びに蚊屋字苗生六八の一の一部並びに六七の一、六七の六 六八、六八の一及び六九の一と一体をなす国有地の一部</p>

下新印字土井ノ前	<p>下新印字土井ノ前のうち二七九の一の一部、二七九の三、 二八〇の一部、二八四の一部、二八五の一部、二八六の一 の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
下新印字樋ノ下	<p>下新印字樋ノ下のうち三一四の一、三一五の三及びこれ らと一体をなす国有地以外の区域、蚊屋字紅梅三八〇の一 の一部、三八〇の二の一部、三八二の四及びこれらと一体を なす国有地、下新印字上部ノ上三〇〇の一部、三〇一から 三〇六まで、三〇七の一、三〇七の二及びこれらと一体を なす国有地、下新印字土井ノ前二八〇の一部、二八四の一 部、二八五の一部、二八六の一の一部及びこれらと一体を なす国有地、下新印字中原屋敷二六八の一部、二六九、二 七〇、二七二の一から二七二の七まで、二七三、二七四、 二七五の一の一部、二七五の二の一部及びこれらと一体を なす国有地の一部、下新印字地明寺三二六の一の一部、三 一六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下新 印字高道三二五の三と一体をなす国有地の一部</p>
下新印字中原屋敷	<p>下新印字中原屋敷うち二六八の一部、二六九、二七〇、 二七二の一から二七二の七まで、二七三、二七四、二七五 の一の一部、二七五の二の一部及びこれらと一体をなす国 有地以外の区域、下新印字土井ノ前二七九の一の一部、二 七九の三の一部及び二八〇の一部、下新印字地明寺三二六 の四の一部並びに下新印字道ノ上二三三の一の一部並びに 一三三の一及び一四二と一体をなす国有地の一部</p>

<p>下新印字道ノ上</p>	<p>下新印字道ノ上のうち一三三三の二の一部並びに一三三三の二及び一四二と一体をなす国有地の一部以外の区域、下新印字宮ノ前一四七の三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部、下新印字地明寺三一六の二の一部、三一六の四の一部、三一六の七、三一七の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに下新印字中原屋敷二六八と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下新印字宮ノ前</p>	<p>下新印字宮ノ前のうち一四七の三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>下新印字地明寺</p>	<p>下新印字地有寺のうち三一六の一、三一六の四、三一六の七、三一六の八及び三一七の三並びに三一六の一、三一六の七、三一六の八、三一七の五、三一八の三、三一九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>下新印字高道</p>	<p>下新印字高道のうち三三〇の二の一部、三三〇の二の一部、三三〇の三、三二七の一部、三二八の一部、三三一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、浦津字村北巷七一から七三までの一部、七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字樋ノ下三一四の二の一部、三二五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下新印字下小道ノ三 三三三の二の一部、三三三の二の一部、三三五の二の一部及び三三六の一部</p>
<p>下新印字下小道ノ二</p>	<p>下新印字下小道ノ三 三三三の二の一部、三三三の二の一部</p>

<p>下新印字下小道ノ一</p>	<p>一部、三三四の一、三三四の二、三三四の三の一部、三三四の四、三三五の一部、三三六の一部、三三七の一から三三七の三まで、三三八、三三九の一、三四〇の一、三四〇の二の一部、三四〇の三及びこれらと一体をなす国有地、下新印字下小道ノ二の全域、下新印字下小道ノ一 四二四の一、四二四の二の一部、四二五の一部、四二六の一及びこれらと一体をなす国有地、下新印字地明寺三一九の二と一体をなす国有地の一部並びに下新印字高道三二〇の二の一部、三二〇の二の一部、三二〇の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>古豊千字下古川</p>	<p>下新印字下小道ノ一のうち四二四の一、四二四の二の一部、四二五の一部、四二六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>古豊千字上古川</p>	<p>古豊千字下古川のうち四五〇の一及び四五〇の二並びに四三三の一及び四三三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>古豊千字古道</p>	<p>古豊千字上古川のうち四七六の二、四七八の一、四八一、四八二、四九〇及び四九一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>古豊千字古道</p>	<p>古豊千字古道のうち三七二及び三七四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

廃止する字の名称
 古豊千字下大井手東、古豊千字上大井手東、古豊千字ヒ
 デ、浦津字下皿ヶ坪、浦津字横田西、浦津字穴峰、下新印
 字上部ノ上及び下新印字下小道ノ三

鳥取県告示第七百五十号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に
 基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律
 施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第十七条の規定により告示する。
 昭和五十三年九月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域	期 間	面 積
宝 木 休猟区	気高郡気高町大字富吉地内の県道宝 木停車場上光線と国鉄山陰本線との交 差点を起点とし同点から同本線を東方 に進み、気高町と鳥取市との境界に至 り、同境界を南方に進み、気高町と鳥 取市と鹿野町との境界の合流点に至り 同点から気高町と鹿野町との境界を西 方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、 同県道を北方に進み、県道宝木停車場 上光線に至り、同県道を北方に進み、 起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十三年九 月八日から昭和五 十六年九月七日 まで	八一〇 ヘクタール

名称	区 域	面 積
小 田 休猟区	岩美郡岩美町大字院内地内の院内橋 の東詰を起点とし同点から町道相山荒 金院内線を南東に進み、荒金川に至り、 同川(通称深谷)を上流に進み、岩美 町と国府町との境界(行者山五五五米) に至り、同境界を南西及び北西に進み、 岩美町と国府町と福部村との境界の合 流点に至り、同点から岩美町と福部村 との境界を北方に進み、猪懸谷に至り、 同谷を東方に進み、起点に至る線に囲 まれた一円の地域	二、一五五 ヘクタール
西 谷 休猟区	八頭郡智頭町大字中原地区の国道三 七三号と県道智頭勝田線との交差点を 起点とし、同点から同国道を南東に進 み、同国道と櫛波国有林六七七林班及び 民有林の境界の合流点に至り、同点か ら民有林と同国有林との境界を南東に 進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、 同境界を西方に進み、県道智頭勝田線 (右手峠)に至り、同県道を北東に進 み、起点に至る線に囲まれた一円の地 域	一、四〇〇 ヘクタール
八頭郡八東町大字中地内の町道丹比		

<p>大 江 休 獵 区</p>	<p>細見谷 休 獵 区</p>
<p>八頭郡船岡町大字下野地内(小倉部落)の林道八頭中央線と県道栃谷船岡線との交差点を起点とし、同点から同県道を南東に進み、林道中ノ谷線に至り、同林道を南東に進み、同林道の終点に至り、同点から智頭町大字八河谷に通じる山道(通称八河谷越し)を南方に進み、船岡町と智頭町との境界に</p>	<p>縦貫線と県道国府丹比停車場線との交差点を起点とし、同点から同県道を北西に進み、八東町と郡家町との境界に至り、同境界を北東に進み、八東町と郡家町と国府町との境界の合流点に至り、同点から八東町と国府町との境界を北東に進み、八東町と国府町と若桜町との境界の合流点に至り、同点から八東町と若桜町との境界を南方に進み、同境界と扇ノ仙国有林八林班と一〇二三林班との境界の同流点に至り、同国有林の八林班と一〇二三林班の境界を西方に進み、国有林道扇ノ仙線に至り、同林道を南西に進み、町道丹比縦貫線に至り、同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>八二〇 ヘクター</p>	<p>一、三三二 ヘクター</p>
<p>中 津 休 獵 区</p>	
<p>東伯郡三朝町大字神倉地内の県道三朝中線と町道坂根平線との分岐点を起点とし、同点から同県道を東方に進み、丹戸国有林一六林班と民有林との境界に至り、同境界を北方に進み民有林と尼子国有林と丹戸国有林との境界の合流点に至り同点から尼子国有林と丹戸国有林との境界を東方に進み、尼子国有林と丹戸国有林と中津国有林との境界の合流点に至り、同点から尼子国有林と中津国有林との境界を東方に進み、中津ダムと中津国有林との境界に至り、同境界を東方に進み、県道三朝中線に至り、同県道を東方に進み、中津国有林の二八林班と三〇林班との境界に至り、同境界を南東に進み、東伯郡三朝町と八頭郡佐治村との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取県と岡山県と</p>	<p>東伯郡三朝町大字神倉地内の県道三朝中線と町道坂根平線との分岐点を起点とし、同点から同県道を東方に進み、丹戸国有林一六林班と民有林との境界に至り、同境界を北方に進み民有林と尼子国有林と丹戸国有林との境界の合流点に至り同点から尼子国有林と丹戸国有林との境界を東方に進み、尼子国有林と丹戸国有林と中津国有林との境界の合流点に至り、同点から尼子国有林と中津国有林との境界を東方に進み、中津ダムと中津国有林との境界に至り、同境界を東方に進み、県道三朝中線に至り、同県道を東方に進み、中津国有林の二八林班と三〇林班との境界に至り、同境界を南東に進み、東伯郡三朝町と八頭郡佐治村との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取県と岡山県と</p>
<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>一、九一〇 ヘクター</p>	<p>〃</p>

<p>福原 休林区</p>	
<p>東伯郡関金町大字明高地内の県道如来原倉吉線と町道小泉線との交差点を起点とし、同点から、同県道を東方に進み、町道清水谷線に至り、同町道を南西に進み、林道清水谷線に至り、同林道を南西に進み、蛭山国有林五〇林班に至り、同林班と民有林との同境界を南東に進み、同林班と民有林と蛭山国有林四九林班との境界の合流点に至り、同点から、同国有林の五〇林班と四九林班の境界を南方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を西方に進み、同境界と福原奥国有林五四林班及び小泉奥国有林五七林班との境</p>	<p>の境界に至り、同境界を西方に進み、丹戸国有林一五班と鉛山谷国有林三二林班との境界に至り、同境界を北方に進み、鉛山谷国有林三二林班と丹戸国有林一三林班との境界に至り、同境界を北西に進み、丹戸国有林一三林班と民有林との境界に至り、同境界を北方及び南東に進み、町道坂根平線に至り、同町道を北方及び東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>”</p>	
<p>二、〇一〇 ヘクタール</p>	
<p>米子、 西伯 休林区</p>	
<p>米子市陰田町地内の鳥取県と島根県との境界と国鉄山陰本線との交差点を起点とし、同点から同本線を北東に進み、同本線の加茂川鉄橋の東詰に至り、同東詰から加茂川の右岸堤防を東方に進み、国道一八〇号に至り、同国道を南方に進み、県道溝口天万米子線に至り、同県道を南東に進み、県道福成戸上米子線に至り、同県道を南西に進み、国道一八〇号に至り、同国道を南方に進み、県道伯太岸本線に至り、同県道を南西に進み、鳥取県と島根県との境界に至り、同境界を北東及び北西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>界の合流点に至り、同点から福原奥国有林五四林班と小泉奥国有林五七林班との境界を北方に進み、福原奥国有林五四林班と小泉奥国有林五六林班及び五七林班の境界の合流点に至り、小泉奥国有林五六林班と同国有林五七林班の境界を北方に進み、林道松原線に至り、同林道を北東に進み、町道小泉線に至り、同町道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>”</p>	
<p>一、五七〇 ヘクタール</p>	

<p>高尾 休獵区</p>	<p>日野郡日野町根雨地内の国道一八一号と町道根雨一号線との分岐点を起点とし、同点から同国道を北東に進み、日野町と江府町との境界に至り、同境界を南東、南方及び東方に進み、林道朝刈線に至り、同林道を南西に進み、国道一八一号に至り、同国道を北西に進み、町道根雨一号に至り、同町道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>鬼林山 休獵区</p>	<p>日野郡日南町宮内地内の国道一八三号と町道内裏原線との分岐点を起点とし、同点から同国道を東方及び北東に進み、町道桜子宮田線に至り、同町道を南方に進み、農免道路福塚豊栄線に至り、同農免道路を南西に進み、県道猪子原上石見停車場線に至り、同県道を西方に進み、町道宗金井原線に至り、同町道を西方に進み、町道大谷線に至り、同町道を北西に進み、町道内裏線に至り、同町道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>日野郡江府町俣野地内の県道上徳山</p>	<p>一、五〇〇 ヘクター</p>	<p>〃</p>	<p>一、五五〇 ヘクター</p>

<p>尾上原 休獵区</p>	<p>俣野江府線と高谷山作業道の分岐点を起点とし、同点から同県道を東方に進み、林道木地河原線に至り、同林道を南東に進み、尾の上原川に至り、同川を南東に進み、篠谷国有林一〇一四林班に至り、同林班と民有林との境界を南東に進み、篠谷国有林の一〇一三林班と一〇一四林班と民有林との境界の合流点に至り、同点から篠谷国有林一〇一三林班と一〇一四林班の境界を南東に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を西方に進み、同境界と江府町及び日野町との境界の合流点に至り、同点から江府町と日野町との境界を北西に進み、高谷山作業道に至り、同作業道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>〃</p>	<p>一、二二〇 ヘクター</p>

鳥取県告示第七百五十一号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二）第十條の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第十八条において準用

する同規則第十七条の規定により告示する。
昭和五十三年九月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域	期 間	面 積
大山統 猟禁止 区域	西伯郡岸本町大字小林字五反田原七番地ノ一、七番地ノ三、七番地ノ五から七番地ノ一九まで、字頭ナシ原八番地ノ一、八番地ノ七から八番地ノ一一まで、字頭ナシ一〇番地、一〇番地ノ二、一一番地、一二番地ノ一、一四番地、一七番地ノ二、一八番地、一九番地、字堤谿六七六番地ノ一、六七六番地ノ一二から六七六番地ノ四一まで、字向南原六五四番地ノ一から六五四番地ノ四五まで、六六〇番地ノ一から六六〇番地ノ一〇まで、字南原上六九一番地ノ三から六九一番地ノ五七まで、字南原六九八番地ノ一、六九八番地ノ三から六九八番地ノ五四まで、七〇四番地ノ一から七〇四番地ノ七まで、七〇五番地ノ一、七〇五番地ノ三から七〇五番地ノ五まで、七二二番地ノ二、字五反田二〇番地二一番地ノ一から二	昭和五十三年九月八日から昭和六十三年九月七日まで	七八 ヘクタール

一番地ノ三まで、二三番地及び日野郡溝口町大字金屋谷字水無原四番地ノ三、四番地ノ四、四番地ノ一三、四番地ノ一七から四番地ノ四三まで、四番地ノ四五、一六八一番地ノ一から一六八一番地ノ五五まで、一六八五番地ノ一、一六八五番地ノ二、一六八六番地ノ一、一六八六番地ノ二、一六八六番地ノ一、一六八六番地ノ二、一六八七番地、一六八八番地、一六八九番地ノ一から一六八九番地ノ四まで、一六八九番地ノ八から一六八九番地ノ二九まで、一六九一番地、字宝殿原の一、一六九二番地ノ一から一六九二番地ノ六五まで

鳥取県告示第七百五十二号

昭和五十三年八月七日付けで大栄町から申請のあつた土地改良(岩坪地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十三号

昭和五十三年六月二十三日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良(大父地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十四号

昭和五十三年八月十五日付けで西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から申請のあつた原絹屋地区原工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十五号

昭和五十三年八月十五日付けで西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から申請のあつた原絹屋地区絹屋工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十六号

昭和五十三年八月二十八日付けで溝口町から申請のあつた上野地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとお

り告示する。

昭和五十三年九月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る箕蚊屋地区第十一工区の換地処分を行ったので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年九月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年九月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年五月十八日 鳥取県指令受都計第七十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡八東町北山四八番地

小林電器株式会社

代表取締役 小林群之助

鳥取県告示第七百五十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年九月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年五月十六日 鳥取県指令受都計第四百一十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市行徳は一〇三番地

鳥取市農協開発株式会社

代表取締役社長 加藤重蔵

鳥取県告示第七百六十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年九月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年四月十五日 鳥取県指令受都計第七十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市福庭字澤及び字沼谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町東一丁目七六〇番地

有限会社倭地所

代表取締役 森本美明

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、行政書士試験を実施するので、行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

昭和53年9月8日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

昭和53年10月22日（日） 午前10時から

(2) 場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験の方法により行う。

なお、(1)及び(2)については、択一式による。

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令

(2) 一般常識

(3) 作文

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者

の他同法第56条第1項に規定する者

(2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者

(3) 知事が(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

4 受験願書受付期間

昭和53年9月8日（金）から同年10月2日（月）までとする。

なお、郵送による場合は、同年10月2日までに到着したものに限り。

5 受験手続

(1) 行政書士試験を受けようとする者は、所定の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証する書面及び写真（出願前1年以内に写した上半身脱帽名刺型のもの）を添えて、鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部地方課に提出すること。

(2) 受験願書は、鳥取県総務部地方課で交付する。

なお、郵便によつて受験願書を請求する場合には、おて先を記載し、

50円切手をちよう付した返信用封筒を同封すること。

(3) 受験願書を提出した者に対しては受験票を交付するので、受験者は、試験当日これを持参すること。

試験当日これを持参すること。

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 行政書士試験手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

7 この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会すること。